議案第22号

甲府市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例制定 について

甲府市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例 (趣旨)

第1条 この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。次条及び第3条第1項第8号において「省令」という。)の規定に基づく事務について徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例 による。

(手数料)

- 第3条 次の各号に掲げる事務に係る申請をしようとする者は、それぞれ当該各号 に定める名称の手数料を納付しなければならない。
 - (1) 法第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築 物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査 建築物エネルギー消費 性能適合性判定申請手数料
 - (2) 法第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査 建築物エネルギ

- 一消費性能適合性変更判定申請手数料
- (3) 法第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築 物エネルギー消費性能適合性判定の通知に対する審査 建築物エネルギー消費 性能適合性判定通知手数料
- (4) 法第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更 の建築物エネルギー消費性能適合性判定の通知に対する審査 建築物エネルギ ー消費性能適合性変更判定通知手数料
- (5) 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料
- (6) 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更 の認定の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請 手数料
- (7) 法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料
- (8) 省令第11条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の 交付の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能適合性軽微変更該当証明 申請手数料
- 2 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の額及び建築物エネルギー消費性能適合性判定通知手数料の額は、一の建築物ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の非住宅部分の用途が主として工場、倉庫その他これらに類するものとして別に市長が指定するものである場合 別表第1の第1欄に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第1号ロに掲げる基準である場合にあっては同表の第2欄に、それ以外の場合にあっては同表の第3欄にそれぞれ掲げる額
 - (2) 前号に掲げる場合以外の場合 別表第1の第1欄に掲げる建築物エネルギー

消費性能適合性判定に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、 適合させようとする基準が基準省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準である 場合にあっては同表の第4欄に、それ以外の場合にあっては同表の第5欄にそれぞれ掲げる額

- 3 前項及び別表第1の規定は、建築物エネルギー消費性能適合性変更判定申請手数料の額、建築物エネルギー消費性能適合性変更判定通知手数料の額及び建築物エネルギー消費性能適合性軽微変更該当証明申請手数料の額について準用する。この場合において、同項各号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額の2分の1に相当する額」と読み替えるものとする。
- 4 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、一の建築物ごとに、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(法第35条第2項の規定による申出を行う場合は、当該各号に定める額に甲府市建築基準法施行条例(昭和54年12月条例第37号)第28条の2第1項(昇降機に係る部分を除く。)及び第2項並びに第28条の3第1項の規定により納めることとなる手数料に相当する額を加えた額)を合算した額とする。
 - (1) 一戸建ての住宅 当該住宅の床面積の合計に応じ、別表第2に定める額
 - (2) 一戸建ての住宅以外の住宅 当該住宅の床面積の合計に応じ、別表第3に定める額
 - (3) 住宅の用途に供しない建築物 当該建築物の床面積の合計に応じ、別表第4 に定める額
 - (4) 複合建築物(住宅の用途に供する部分及びそれ以外の部分を有する建築物をいう。次項第2号エにおいて同じ。) 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額
 - ア 住宅の用途に供する部分 当該部分の床面積の合計に応じ、別表第3に定める額
 - イ 住宅の用途に供しない部分 当該部分の床面積の合計に応じ、別表第4に 定める額
- 5 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、一の建築物ごとに、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画を変更して新たに追加しようとする建築物 前項の規定により算出した額
- (2) その他の建築物 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額(法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出を行う場合は、当該次に定める額に甲府市建築基準法施行条例第28条の2第1項(昇降機に係る部分を除く。)及び第2項並びに第28条の3第1項の規定により納めることとなる手数料に相当する額を加えた額)
 - ア 一戸建ての住宅 当該住宅の床面積の合計に応じ、別表第2に定める額の 2分の1に相当する額
 - イ 一戸建ての住宅以外の住宅 当該住宅の床面積の合計に応じ、別表第3に 定める額の2分の1に相当する額
 - ウ 住宅の用途に供しない建築物 当該建築物の床面積の合計に応じ、別表第 4に定める額の2分の1に相当する額
 - エ 複合建築物 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める 額の合計額
 - (f) 住宅の用途に供する部分 当該部分の床面積の合計に応じ、別表第3に 定める額の2分の1に相当する額
 - (f) 住宅の用途に供しない部分 当該部分の床面積の合計に応じ、別表第4 に定める額の2分の1に相当する額
- 6 第4項及び別表第2から別表第4までの規定は、建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の額について準用する。この場合において、別表第2中「建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項第1号に掲げる基準」とあるのは「建築物が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準」と、「第10条第2号イ(2)及び口(2)」とあるのは「第1条第1項第2号イ(2)及び口(2)又はイ(3)及び口(3)」と、「18,000円」とあるのは「17,000円」と、別表第3中「第10条第2号イ(2)及び口(2)」とあるのは「第1条第1項第2号イ(2)及び口(2)及び口(2)又はイ(3)及び口(3)」と、「55,000円」とあるのは「54,000円」と、「100,00円」とあるのは「98,000円」と、「151,000円」とあるのは「148,000円」と、「申請に係る住宅が基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅に該当する」とあるのは「基準

省令第4条第3項第2号に掲げる数値を用いる」と、別表第4中「第10条第1号イ(2)及びロ(2)」とあるのは「第1条第1項第1号ロ」と読み替えるものとする。

(手数料の納付時期)

第4条 手数料は、申請と同時に納付しなければならない。

(手数料の不環付)

第5条 既に納付した手数料は、還付しない。

(手数料の減免)

第6条 市長は、公益上特に必要があると認めるとき又は災害その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(過料)

第8条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、 5万円とする。)以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(甲府市手数料条例の一部改正)

2 甲府市手数料条例(平成12年3月条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表第43号から第50号までを削る。

(甲府市手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日前に前項の規定による改正前の甲府市手数料条例第2条第 1項及び別表第43号から第50号までの規定により納付された手数料について は、なお従前の例による。

別表第1 (第3条関係)

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
300平方メートル以上 1,000平方メートル 未満である場合	25,000円	29,000円	106,000円	274,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満である場合	36,000円	41,000円	140,000円	353,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満である場合	91,000円	97, 000 円	227, 000 円	505,000円
5,000平方メートル 以上10,000平方メ ートル未満である場合	137,000円	144, 000 円	296, 000 円	622,000円
10,000平方メート ル以上25,000平方 メートル未満である場合	171,000円	178,000円	356,000円	735,000円
25,000平方メート ル以上である場合	212,000円	221,000円	418,000円	838,000円

別表第2 (第3条関係)

区分	申請に併せて適合	申請に併せて適合証等を提出しない		
	証等(別に市長が	場合		
	指定する者が作成			
	した当該申請に係	適合させようとす	それ以外の場合	
	る建築物エネルギ	る基準が基準省令		
	一消費性能向上計	 第10条第2号イ		
	画が法第35条第	(2)及びロ(2)に掲げ		
	1項第1号に掲げ	る基準である場合		
	る基準に適合して			
	いることを証する			
	書類その他の書類			
	であって別に市長			
	が指定するものを			
	いう。以下この表			
	から別表第4まで			
	において同じ。)			
床面積の合計	を提出する場合			
200平方メートル				
未満である場合	4,000円	16,000円	32,000円	
小個 (4) の場合				
200平方メートル				
以上である場合	4,000円	18,000円	36,000円	
シエ (の)の物口				

別表第3 (第3条関係)

区分		申請に併せて適合証等を提出しない	
	証等を提出する場	場合	
	合		
		適合させようとす	それ以外の場合
		る基準が基準省令	
		第10条第2号イ	
		(2)及び口(2)に掲げ	
床面積の合計		る基準である場合	
3 0 0 平方			
メートル未満で	8,000円	31,000円	65,000円
ある場合			
3 0 0 平方			
メートル以上			
2,000平方	19,000円	55,000円	109,000円
メートル未満			
である場合			
2,000平方			
メートル以上			
5,000平方	42,000円	100,000円	186,000円
メートル未満で			
ある場合			
5,000平方			
メートル以上で	76,000円	151,000円	267,000円
ある場合			

備考 申請に係る住宅が基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅に該当する 場合にあっては、当該申請に係る住宅の共用部分の床面積は、当該申請に係る 床面積に算入しない。

別表第4 (第3条関係)

区分	申請に併せて適合	申請に併せて適合証等を提出しない	
	証等を提出する場	場合	
	合		
		適合させようとす	それ以外の場合
		る基準が基準省令	
		第10条第1号イ	
		(2)及び口(2)に掲げ	
床面積の合計		る基準である場合	
3 0 0 平方			
メートル未満で	8,000円	82,000円	216,000円
ある場合			
3 0 0 平方			
メートル以上			
1,000平方	15,000円	105,000円	271,000円
メートル未満で			
ある場合			
1,000平方			
メートル以上			
2,000平方	25,000円	138,000円	350,000円
メートル未満で			
ある場合			
2,000平方			
メートル以上			
5,000平方	76,000円	224,000円	500,000円
メートル未満で			
ある場合			

5,000平方 メートル以上 10,000平 方メートル未満 である場合	121,000円	293,000円	616,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満である場合	152,000円	353,000円	728,000円
25,000平 方メートル以上 である場合	191,000円	414,000円	831,000円

提案理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る手数料に関し必要な事項を定めるについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。